

<h1>高知県公報</h1>	発行 高知県 高知市丸ノ内 一丁目2番20号
	発行日 毎週2回 (火曜日・金曜日)

目 次

規 則	ページ
◎高知県税規則の一部を改正する規則	1
◎高知県通訳案内士法施行細則の一部を改正する規則	5
告 示	
◎「県産米消費拡大事業」に係る公金事務の委託 (農産物マーケティング戦略課)	5
○道路の区域変更（2件） (道 路 課)	5
公 告	
○土地改良区の役員の退任 (農業基盤課)	5
落札公告	
○落札者等の公告 (会計管理課)	5

-----  
規 則  
-----

高知県税規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
令和6年5月24日

高知県知事 濱田 省司

**高知県規則第55号**

**高知県税規則の一部を改正する規則**

高知県税規則（昭和33年高知県規則第11号）の一部を次のように改正する。

第7条の3第1項中「第11条の9第2項」を「第11条の10第2項」に改める。

第24条を次のように改める。

**第24条 削除**

第31条の見出し中「様式」を「様式の定め等」に改め、同条に次の1項を加える。

2 市町村長は、条例第42条第1項第4号に規定する森林環境税の課税額を変更した場合は、同条第2項の規定による報告と併せて別記第44号様式により、その変更した日の翌月10日までに知事に報告しなければならない。

第33条中「第48条第1項の規定により」を「第739条の5第1項の規定に基づき」に、「市町村民税」を「市町村民税並びに森林環境税（森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律（平成31年法律第3号）第1条に規定する森林環境税をいう。）」に改め

る。

別記第13号様式の6中「第11条の9第2項」を「第11条の10第2項」に改める。

別記第43号様式及び別記第44号様式を次のように改める。

第43号様式 (第31条関係)

県税事務所長 様

年 月 日

市  
町長  
村

個人県民税  
年度分個人市町村民税の賦課額等決定報告書  
森林環境税 (国税)

このことについて、下記のとおり決定しましたので高知県税条例第42条第1項の規定により報告します。

決定年月日 年 月 日

区分		県民税	市町村税	計	森林環境税 (国税)	
納税義務者数	現年度分	均等割のみの者	人	人		
		所得割のみの者				
		均等割と所得割を併せて納税する者				
	計					人
	過年度分	均等割のみの者				
		所得割のみの者				
均等割と所得割を併せて納税する者						
計						
決定年税額	現年度分	均等割	円	円	円	
		所得割				
	計 ①					円
	過年度分	均等割				
所得割						
計 ②						
合計 (①+②) ③						
①のうち翌年度の収入額となるべき課税額 ④						
前年度において決定した税額のうち本年度の収入額となるべき課税額 ⑤						
本年度の収入額となるべき課税額の合計額 (③-④+⑤) ⑥		円	円	円	円	
①のうち特別徴収に係る税額等	件数	件			件	
	税額	円	円	円	円	
課税所得金額の総額		千円				
特定按分率 (小数点以下第9位まで算出)	(令和5年度以前)	0.	⑦/⑧	⑦/⑧	⑨/⑧+⑨	
		0.	⑦/⑧+⑨	⑦/⑧+⑨	0.	
備考						

注 「特定按分率」は、小数点以下第10位を四捨五入してください。

第44号様式 (第31条関係)

県税事務所長 様

年 月 日

市  
町長  
村

個人県民税  
年度分個人市町村民税の賦課額等異動報告書  
森林環境税 (国税)

このことについて、次のとおり変更しましたので、高知県税条例第42条第2項及び高知県税規則第31条第2項の規定により報告します。

区分	県民税		市町村民税 (国税)		森林環境税 (国税)		計
	異動前	異動後	異動前	異動後	異動前	異動後	
均等割のみの者	人	人	人	人	人	人	人
	円	円	円	円	円	円	円
	円	円	円	円	円	円	円
所得割のみの者							
均等割と所得割を併せて納税する者							
計							
均等割のみの者							
所得割のみの者							
均等割と所得割を併せて納税する者							
計							
均等割	円	円	円	円	円	円	円
所得割							
計 ①							
均等割							
所得割							
計 ②							
合計 (①+②) ③							
①のうち翌年度の収入額となるべき課税額④							
前年度において決定した税額のうち本年度の収入額となるべき課税額 ⑤							
本年度の収入額となるべき課税額の合計 (③-④+⑤) ⑥							
①のうち特別徴収に係る税額等	件数	件	件	件	件	件	件
	税額	円	円	円	円	円	円
課税所得金額の総額							
特定按分率 (小数点以下第9位まで算出)	(令和5年度以前)	0.	⑦/⑧	⑦/⑧	⑨/⑧+⑨		
		0.	⑦/⑧+⑨	⑦/⑧+⑨	0.		
備考							

別記第44号様式の2中「**画**」を削る。  
別記第47号様式から別記第49号様式までを次のように改める。

**第47号様式** (第31条関係)

県税事務所長 様

年 月 日

市  
町長  
村

個人県民税の徴収取扱費に関する計算書

高知県税条例第45条第2項の規定により、年 月 日から 年 月 日までの個人の県民税の徴収取扱費を下記のとおり報告します。

記

区分	算定の基礎 ①	算定割合等 ②	徴収取扱費の額 ①×②	備考
納 税 義 務 者 分	当該年度において賦課決定をした6月30日現在の納税義務者分 納税義務者数 人	条例で定める額×1/4 円	③ 円	
	7月から3月までに新たに当該年度において賦課決定をした納税義務者分 納税義務者数 人	条例で定める額 円	④ 円	
	7月から3月までに当該年度に行った賦課決定を取り消した納税義務者分 納税義務者数 人	条例で定める額 円	⑤ 円	
	過去の年度に行った賦課決定を取り消した納税義務者分 納税義務者数 人	条例で定める額 円	⑥ 円	
	小計 (③+④-⑤-⑥)			⑦ 円
そ の 他 分	歳出から還付し、又は充当した過誤納金の額の県民税相当額 歳出還付等の総額 円	(令和6年度以降) 県民税按分率 (0. ) (令和5年度以前) 県民税按分率 (0. )	⑧ 円	
	還付加算金の額の県民税相当額 還付加算金の総額 円	(令和6年度以降) 県民税按分率 (0. ) (令和5年度以前) 県民税按分率 (0. )	⑨ 円	
	納期前納付に対する報奨金の額の県民税相当額 報奨金の総額 円	県民税按分率 (0. )	⑩ 円	
	歳出から還付した配当割額及び株式等譲渡所得割額の県民税相当額 円		⑪ 円	
	小計 (⑧+⑨+⑩+⑪)			⑫ 円
平成18年度以前に賦課決定をした県民税に係る払込済徴収金分 払込済徴収金額 円	100分の7	⑬ 円		
平成18年度以前に賦課決定をした県民税に係る通知書分 通知書数 通	60円	⑭ 円		
合計 (⑦+⑫+⑬+⑭)			円	

- 注 1 「算定割合等」欄の「条例で定める額」については、高知県税条例第45条第1項第1号の規定により3,000円(平成21年度及び平成22年度における賦課決定にあつては、同条例付則第9条の3の規定により3,300円(平成19年度及び平成20年度にあつては、4,000円))として記載してください。
- 2 「7月から3月までに新たに当該年度において賦課決定をした納税義務者分」欄及び「7月から3月までに当該年度に行った賦課決定を取り消した納税義務者分」欄は、高知県税条例第45条第2項の規定により翌年4月以前3月間分の徴収取扱費を算定する場合に記載してください。
- 3 「過去の年度に行った賦課決定を取り消した納税義務者分」欄は、平成20年度以降において、過去の年度(平成18年度以前の年度を除く。)に行った賦課決定を取り消した場合に記載してください。
- 4 「算定割合等」欄の令和6年度以降の県民税按分率は地方税法施行令第57条の4の2第1項に規定する按分率で、同欄の令和5年度以前の県民税按分率は森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律施行令附則第4条の規定による改正前の地方税法施行令第8条第1項に規定する按分率で、それぞれ小数点以下第10位を四捨五入したものを記載してください。
- 5 「徴収取扱費の額」欄のそれぞれの額に1円未満の端数を生じたときは、当該端数を切り捨ててください。



附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第7条の3第1項及び別記第13号様式の6の改正規定は、令和7年1月1日から施行する。  
(経過措置)
- 2 地方自治法施行令等の一部を改正する政令（令和6年政令第12号）附則第2条第1項の規定によりなお従前の例によることとされた同令第1条の規定による改正前の地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条の2第1項の規定に基づき収納の事務を委託する場合においては、この規則による改正前の高知県税規則第24条の規定は、この規則の施行後も、なおその効力を有する。



高知県通訳案内士法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。  
令和6年5月24日  
高知県知事 濱田 省司

高知県規則第56号

高知県通訳案内士法施行細則の一部を改正する規則

高知県通訳案内士法施行細則（昭和24年高知県規則第58号）の一部を次のように改正する。  
第2条中「第37条」を「第36条」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

-----  
告 示  
-----

高知県告示第386号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定に基づき指定公金事務取扱者を令和6年4月30日に指定し、公金事務を同年5月2日に委託したので、同条第2項の規定により次のとおり告示する。

令和6年5月24日

高知県知事 濱田 省司

指定公金事務取扱者		指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳入等又は歳出	委託期間
事務所の所在地	名称		
高知市北川添10-15	株式会社ほつとこうち	「県産米消費拡大事業」により交付する協力金	令和6年5月2日から令和

			7年2月28日まで
--	--	--	-----------

高知県告示第387号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。  
その関係図面は、令和6年5月24日から2週間高知県土木部道路課及び高知県中央土木事務所において一般の縦覧に供する。  
令和6年5月24日  
高知県知事 濱田 省司

- 1 道路の種類 国道
- 2 路線名 195号
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
香美市物部町別府字宮ノ西540番6から香美市物部町別府字宮ノ西540番15まで	前	36.7 }	36
	後	37.4 }	
		77.7	

高知県告示第388号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。  
その関係図面は、令和6年5月24日から2週間高知県土木部道路課及び高知県中央土木事務所において一般の縦覧に供する。  
令和6年5月24日  
高知県知事 濱田 省司

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 南国伊野
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
吾川郡いの町榎字土居550番1から吾川郡いの町榎字土居571番1まで	前	3.2 }	260
	後	6.8 }	
			260

		24.7	
--	--	------	--

-----  
公 告  
-----

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、北川土地改良区から次のとおり退任した役員の届出があった。

令和6年5月24日

高知県知事 濱田 省司

役名 氏 名 住 所  
監事 和田 拓司 安芸郡北川村長山543番地

-----  
落 札 公 告  
-----

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「政令」という。）第12条及び高知県特定調達契約事務取扱規則（平成7年高知県規則第125号）第8条の規定により、次のとおり落札者等について公告する。

令和6年5月24日

高知県知事 濱田 省司

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量  
令和6年度財務会計システム運用等委託業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部署の名称及び所在地  
高知県会計管理局会計管理課 高知市丸ノ内一丁目2番20号
- 3 随意契約の相手方を決定した日  
令和6年3月22日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所  
株式会社高知電子計算センター 高知市本町四丁目1番16号
- 5 随意契約に係る契約金額  
60,390,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
随意契約
- 7 随意契約によることとした理由  
政令第11条第1項第1号に該当するため